

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について（案）

平成 21 年 12 月 24 日
官民競争入札等監理委員会

第 55 回官民競争入札等監理委員会で示された「公共サービスの見直しの進め方」（別添 1）等を踏まえ、官民競争入札等監理委員会の当面の進め方は以下のとおりとする。

1. 公共サービス改革小委員会

「公共サービスの見直しの進め方」において示された主な対象分野の 1～10 を中心に、公共サービス改革基本方針の平成 22 年 6 月の改定に向け、国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討を行う。

2. 地方公共サービス小委員会

「公共サービスの見直しの進め方」において示された主な対象分野の 11 を中心に、新たに地方公共サービス小委員会を設置して調査検討を行う。なお、「地方公共サービス部会の設置について（平成 21 年 4 月 1 日付官民競争入札等監理委員会決定）」において設置された地方公共サービス部会は廃止し、その業務は地方公共サービス小委員会が引き継ぐものとする。

3. 入札監理小委員会

実施要項案の策定に関する調査検討に加え、法第 7 条第 8 項に基づく評価案に関する調査検討を行う。

なお、各小委員会の担当委員は以下のとおりとする。

公共サービス改革小委員会		地方公共サービス小委員会		入札監理小委員会	
主査	落合 誠一	主査	本田 勝彦	主査	樫谷 隆夫
副主査	逢見 直人	副主査	片山 善博	副主査	逢見 直人
	小幡 純子		近藤 やよい		小林 麻理
	片山 善博		吉野 源太郎		渡邊 恵理子
	野原 佐和子				
	本田 勝彦				
	前原 金一				
	渡邊 恵理子				

小委員会の設置について（案）

平成21年12月24日
官民競争入札等監理委員会

1. 設置の趣旨

官民競争入札等の対象事業の検討、地方公共団体における官民競争入札等の導入促進の検討、実施要項案や法第7条第8項に基づく評価案の審議等に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、官民競争入札等監理委員会において行う。

2. 位置付け

監理委員会令第1条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第7条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

3. 小委員会の構成及び任務

(1) 小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、委員長が指名する。

① 公共サービス改革小委員会

国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討

② 地方公共サービス小委員会

地方公共団体における官民競争入札等の導入促進のための調査検討

③ 入札監理小委員会

実施要項案の策定及び法第7条第8項に基づく評価案に関する調査検討

(2) 委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

(3) 各小委員会には主査を置くものとし、委員長が担当委員のうちから指名する。また、主査以外の担当委員は副主査とする。

(4) 各小委員会は、主査が招集する。

(5) 主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため、専門委員を出席させることができる。

4. 小委員会の運営

(1) 各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

(2) 各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要な資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。

公共サービスの見直しの進め方

平成23年度以降の事業について、質の向上とコスト低減の2つの観点から、公共サービスの見直しを本格的に進める。

このため、来年6月までに対象事業の選定を行い、公共サービス改革基本方針を取りまとめる。主な対象分野は、以下のとおり。

(市場化テストの導入により効果が見込まれる分野)

1. 施設管理

霞ヶ関所在8庁舎、防衛省本庁舎等(※)一般庁舎の管理運営
自衛隊施設、国立大学法人施設の管理運営

2. 統計調査

郵送調査で事業者が対象の統計調査

(民間活用手法に改善が必要な分野)

3. 公物管理

道路、河川・ダム、空港施設等の維持管理
国有林の間伐
国営公園、国民公園、国立公園の維持管理

4. 財務局の普通財産の管理処分等業務

5. 米の売買管理

6. 防衛装備品の補給・維持

(官と民の仕分けが十分できていない分野)

7. 物品調達・管理業務、旅費業務

8. 警察通信関係業務

9. 供託

10. 国立大学法人の事務

(地方公共団体の市場化テスト)

11. 導入を促進するための積極的取組

※他に、総務省第2庁舎、財務局管理庁舎、税関管理庁舎、国税局管理庁舎を対象。